

○学校法人女子美術大学個人情報保護規程

(平成 17 年 4 月 1 日施行)

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この規程は、個人情報の保護が社会的責務であることにかんがみ、学校法人女子美術大学及びその設置する学校(以下「本学」という。)が保有する個人情報の保護に関する基本的事項を定めることにより、個人情報の適正な取扱いを行い、個人情報の保護を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規程に用いる用語の定義は、次の各号に定める通りとする。

- 一 「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であって、本学が業務上取得し、又は作成したもののうち、氏名、住所、学籍番号その他の記述等により、特定の個人が識別され、又は他の情報と照合すること等により、容易に特定の個人が識別されるものをいう。ただし、物故者に関する当該個人情報が同時に存在する遺族等の個人に関する情報に該当する場合には、個人情報の対象とする。
- 二 「本人」とは、個人情報から識別され、又は識別され得る特定の個人をいう。
- 三 「教職員」とは、本学の教育研究及び業務に従事する役員、教員及び職員等すべての従業者をいう。

(責務)

第 3 条 本学は、個人情報保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いに伴う個人の権利利益の侵害の防止に関し、必要な措置を講じるよう努めなければならない。

2 教職員は、本規程及び本規程に関わる運用要項を遵守するとともに、職務上取扱う個人情報を漏えい、紛失、き損及び改ざんし、又は不当な目的に使用してはならない。なお、その職を退いた後も同様とする。

(個人情報保護統括責任者及び個人情報保護統括管理者)

第 4 条 本学は、この規程の目的を達成するため、個人情報保護統括責任者(以下「統括責任者」という。)及び個人情報保護統括管理者(以下「統括管理者」という。)を置く。

2 統括責任者は、理事長とする。

3 統括管理者は、事務本部長とし、理事長の指示に基づき、個人情報の取扱い方法、安全管理、開示等の手続、教育研修、相談窓口等の立案、実施及び指導監督にあたる。

(個人情報保護管理者)

第 5 条 本学は、統括管理者のもとに個人情報保護管理者(以下「管理者」という。)を置く。

2 管理者は、本学の研究室の主任、校務部主任、各グループ長とする。なお、統括管理者が必要と認めるときは、これ以外に管理者を任命できる。

3 管理者は、当該部署が業務で取扱う個人情報(以下「所管情報」という。)の取得、利用、提供及び管理、並びに本人からの第 15 条第 1 項、第 16 条第 1 項、又は第 17 条第 1 項の規定による請求(以下「開示等の請求」という。)に関し、この規程の定めに従い、統括管理者の指示により、適正な処理にあたる。

4 管理者は個人情報の取扱いに関し、統括管理者からの助言、指導又は勧告があったときは、すみやかに是正その他必要な措置を講じなければならない。

5 管理者の責任範囲について疑義が生じた場合は、統括管理者と当該の管理者間の協議により、これを定めるものとする。

(個人情報相談窓口責任者)

第 6 条 本学は、統括管理者のもとに第 20 条に定める相談窓口の個人情報相談窓口責任者(以下「窓口責任者」という。)を置く。

2 窓口責任者は、所管情報を有する部門の部長とする。

3 窓口責任者は、個人情報の相談窓口における相談及び苦情処理の体制の整備、並びに運営にあたる。

4 窓口責任者は、相談窓口の体制及び運営に関し、統括管理者からの助言、指導又は勧告があったときは、すみやかに是正その他必要な措置を講じなければならない。

(報告義務)

第 7 条 本規程及び本規程に関わる運用要項に違反する事実、又は違反するおそれがあることを発見した者は、その旨を管理者又は窓口責任者に報告するものとする。

2 管理者及び窓口責任者は、前項による報告内容を調査し、違反の事実が判明した場合には、遅滞なく、統括管理者に報告し、かつ統括管理者は適切な処置を指示するものとする。

第 2 章 個人情報の取得、利用及び提供

(取得の制限)

第 8 条 個人情報の取得は、本学の業務に必要な範囲内で、利用目的を明確に定め、その目的の達成に必要な限度においてこれを行うものとする。

2 個人情報の取得は、思想、信条及び信教に関する事項、並びに社会的差別の原因となる事項を調査することを目的として行ってはならない。

3 個人情報の取得は、本人から、適正かつ公正な手段によって行わなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、第三者から取得することができる。

一 本人の同意があるとき。

二 出版、報道等により公にされているとき。

三 個人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

四 生徒の健全な育成の推進のために、特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

- 五 学術研究を目的としているとき。
 - 六 本学が正当な理由があると認めたとき。
 - 七 その他法令の規定に基づくとき。
- 4 個人情報を第三者から取得するときは、個人の権利利益を侵害することのないよう、十分に留意しなければならない。
(利用の制限)

第9条 個人情報の利用は、その利用目的の範囲内で、その取扱いの権限を与えられた者のみが、業務の遂行上必要な限りにおいて利用できるものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、当該利用目的の範囲を超えて利用できるものとする。

- 一 本人の同意があるとき。
 - 二 個人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - 三 生徒の健全な育成の推進のために、特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - 四 学術研究を目的とし、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがないとき。
 - 五 本学が正当な理由があると認めたとき。
 - 六 その他法令の規定に基づくとき。
- 2 個人情報を取得したときは、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、当該利用目的を本人に通知、又は公表しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、適用しない。
- 一 個人の生命、身体又は財産その他の権利利益を害するおそれのあるとき。
 - 二 本学の権利又は正当な利益を害するおそれのあるとき。
 - 三 その他取得の状況から、利用目的が明らかであると認められるとき。

(第三者提供の制限)

第10条 取得した個人情報は、事前に本人の同意を得ることなく、第三者に提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときはこの限りでない。

- 一 本人の同意があるとき。
 - 二 個人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - 三 公衆衛生の向上、又は生徒の健全な育成の推進のために、特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - 四 本学が正当な理由があると認めたとき。
 - 五 その他法令の規定に基づくとき。
- 2 管理者は、前項ただし書の規定により個人情報を学外へ提供するときは、当該個人情報の適正な取扱いを担保するため、提供を受けるものに対し、その使用目的若しくは使用方法に必要な制限を付し、又は本学の個人情報保護の水準と同等の措置を講ずることができる。

第3章 個人情報の管理

(適正管理)

第11条 統括管理者の監督のもと管理者は、個人情報の安全性及び信頼性を確保するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 所管情報の漏えい、紛失、き損及び改ざんの防止
- 二 所管情報の利用目的の達成に必要な範囲内における最新状態への保持
- 三 保有する必要がなくなった所管情報の確実かつ迅速な廃棄、又は消去
(図書美術館グループの管理)

第12条 図書美術館グループは、個人情報の安全対策のため、電算室、サーバー室、ネットワーク及びその管理機器の管理に関し、必要な措置を講じなければならない。

(委託に伴う取扱い)

第13条 個人情報の取扱いを含む業務を学外に委託する場合は、当該契約において、個人情報の適正な取扱いについて、受託者が講ずべき措置を明らかにしなければならない。

2 管理者は、委託された個人情報の安全管理が図られるよう、受託者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(外部要員の受入れに伴う取扱い)

第14条 前条第1項及び第2項の規定は、個人情報の取扱いを含む業務を行うため、学外から要員を受け入れる場合について準用する。

第4章 個人情報の開示、訂正、利用停止及び削除

(個人情報の開示)

第15条 本人は、自己に関する個人情報について、開示の請求(以下「開示請求」という。)をすることができる。

2 前項の開示請求をするときは、本人であることを明らかにし、当該開示請求に必要な事項を明記した文書を、当該個人情報の管理者を通して、統括管理者あてに提出するものとする。

3 統括管理者は、開示請求を受けたときは、当該個人情報の管理者を通して、遅滞なく、本人に当該個人情報を開示するものとする。ただし、開示請求に係る個人情報が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該個人情報の全部又は一部について開示をしないことができる。

- 一 開示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を侵害するおそれがあるとき。
- 二 個人の指導、評価、診断、選考、相談等に関する個人情報であって、開示することにより、当該指導、評価、診断、選考、相談等に著しい支障が生ずるおそれがあるとき。
- 三 開示することにより、本学の業務の適正な実施に支障が生ずるおそれがあるとき。
- 四 その他法令の定めるところにより、開示できないとき。

4 統括管理者は、前項の規定に基づき、個人情報の全部又は一部について開示しない旨の決定をしたときは、本人に対し、当該個人情報の管理者を通して、遅滞なく、その理由を文書により通知しなければならない。

(個人情報の訂正等)

第16条 本人は、自己の個人情報に誤りがあると認められるときには、当該個人情報の管理者を通して統括管理者に対し、訂正又は削除（以下「訂正等」という。）の請求をすることができる。

2 第15条第2項の規定は、個人情報の訂正等の請求をする場合について準用する。

3 統括管理者は、第1項の請求を受けたときは、当該請求に係る事実を当該個人情報の管理者に調査又は確認させ、遅滞なく、その結果を本人に文書で通知しなければならない。

(個人情報の利用停止等)

第17条 本人は、第8条、第9条又は第10条の規定によらないで自己の個人情報の取得、目的外利用、又は提供をしていると認められるときには、当該個人情報の管理者を通して統括管理者に対し、利用停止、又は削除（以下「利用停止等」という。）の請求をすることができる。

2 第15条第2項の規定は、個人情報の利用停止等の請求をする場合について準用する。

3 統括管理者は、第1項の請求を受けたときは、当該請求に係る事実を当該個人情報の管理者に調査又は確認させ、遅滞なく、その結果を本人に文書で通知しなければならない。

(代理人による請求)

第18条 次の各号に定める代理人は、本人に代わり開示等の請求を行うことができる。

一 未成年者又は成年被後見人の法定代理人

二 本人が委任した代理人

2 統括管理者は、代理人からの開示等の請求があったときには、第15条第3項及び第4項、第16条第3項、又は第17条第3項に規定する対応を行う。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、開示、訂正等、又は利用停止等の措置を講じないことができる。

一 生徒本人に対する虐待、又は生徒本人が同居する家庭における配偶者からの暴力があるおそれのあるとき。

二 その他本人の権利利益を侵害するおそれがあるとき。

3 統括管理者は、前項の規定に該当するかどうかの判断に当たり、当該本人への確認を管理者に指示することができる。

(開示等の請求の特例)

第19条 統括管理者があらかじめ認めた個人情報は、開示等の請求及びその通知を口頭その他の方法で行うことができる。

第5章 救済の手続き

(苦情及び相談の対応)

第20条 個人情報に関する苦情及び相談は、所管情報を有する部署に相談窓口を設け対応する。

(不服の申立て)

第21条 本人は、個人情報の取扱いに関する事項について不服がある場合は、不服の申立てをすることができる。

2 第15条第2項の規定は、不服の申立てをする場合について準用する。

3 統括管理者は、第1項の申立てがあったときは、すみやかに、当該個人情報の管理者とともに必要な調査を行うものとする。この場合において、統括管理者は、必要に応じ、不服申立人、関係部署の教職員その他関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

4 統括管理者は、調査終了後、当該個人情報の管理者を通して、その結果を不服申立人に文書で通知するものとする。

第6章 雑則

(運用要項)

第22条 この規程の運用のために必要な運用要項を別に定めるものとする。

(事務)

第23条 この規程に関わる事務は、総務グループが行う。

(規程の改廃)

第24条 この規程の改廃は、理事会で決定する。

付 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成23年6月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成25年6月1日から施行する。